

## 令和2年第9回住田町議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

令和2年9月11日(金)午前10時開議

- 日程第 1 承認第1号  
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を  
求めることについて
- 日程第 2 承認第2号  
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の専決処分に関し承認を求めること  
について
- 日程第 3 承認第3号  
令和2年度住田町一般会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めるこ  
とについて
- 日程第 4 議案第1号  
住田町中小企業・小規模企業振興基本条例
- 日程第 5 議案第2号  
手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第3号  
住田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第4号  
住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第5号  
令和2年度住田町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 9 議案第6号  
令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第7号  
令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第8号  
令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第 1 2 議案第 9 号

令和 2 年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 3 議案第 1 0 号

令和 2 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 4 議案第 1 1 号

住田町木工館の指定管理者を指定にすることに関し議決を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（12名）

1 番	水 野 正 勝 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	佐々木 春 一 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	1 0 番	高 橋 靖 君
1 1 番	菅 野 浩 正 君	1 2 番	瀧 本 正 徳 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 菊 池 宏 君

---

副 町 長	横 澤 孝 君	総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	山 田 研 君
税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	佐 藤 修 君	企 画 財 政 課 長	菅 野 享 一 君
町 民 生 活 課 長	紺 野 勝 利 君	保 健 福 祉 課 長 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	佐 々 木 光 彦 君
建 設 課 長	佐 々 木 真 君	農 政 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	横 澤 則 子 君
林 政 課 長	千 葉 純 也 君	教 育 次 長	伊 藤 豊 彦 君

---

事務局職員出席者

議会議務局長 松田英明 係長 高橋京美

---

開議 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀧本正徳君） おはようございます。ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 承認第1号

○議長（瀧本正徳君） 承認第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 承認第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に早急に対処するため、特殊勤務手当の条項を追加し必要な事項を定めるものであります。

対照表により御説明いたします。

第11条は、特殊勤務手当について定めるもので、第1項はその支給について定めるものであります。

第2項は、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及び支給方法を別に条例で定めようとするものであります。

次に、附則でございます。この条例は公布の日から施行し令和2年7月29日から適用するものであります。

以上、条例改正は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年8月19日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

これで説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1 番、水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） 1 点、お伺いいたします。

コロナウイルス感染症に関して、感染者の患者さんが出た場合での気仙地区管内での応援派遣ということで、認識をさせていただきました。実際に派遣をするということを想定した場合におきまして、その派遣の体制と申しますか、実際にどういった課の職員の方が派遣される、応援されるということですか、その辺りの実際の詳細、想定されている、今考えられている部分がもしございましたら、確認させていただきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） それでは、私のほうからお答えいたします。

今行われているものは、地域外来・PCR検査センターというところで検査が行われておりまして、週に2回診療が行われております。大船渡市の臨時診療所という形で行われているわけで、その際のスタッフでございますけれども、気仙医師会からの医師、それから大船渡市の雇用している看護師、それから医療事務を行う派遣職員に委託をしているわけですが、それとあとは2市1町と県から出ている職員が、誘導等のスタッフで勤務をするということになります。

で、その住田町の役割とすれば、その2市1町と県ということで、四つの団体と申しますか、所属からそれぞれ出ますので、二週間に1回ずつの当番が回ってくるような形で、基本的には今、保健福祉課の職員が出向いて当番に当たっているという状況でございます。

○議長（瀧本正徳君） 水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） そうなりますと、今はまだ気仙管内で発症者が出ていないという状況ですが、PCRセンターの関係で、既にそういった勤務体制になっていらっしゃるということで、そうなりますと、実際に感染が管内で広がったりですとか、さらに厳しい状況になった場合には、さらなる体制の強化ですとか、追加ということも、やっぱりもちろん想定されるということになっていくのでしょうか。お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 現在のところ、完全予約制になっておりまして、1日当たり3件までということで検査を行っているわけですが、初めてのことのものですので、なかなか手際とかという部分もございます。あと担当する先生のお時間ということもございまして、1日当たり3件ということで、今限定でやっておりますけれども、だんだん熟練とい

うか、みんなが慣れてくれば、その件数を増やしていてもいいのではないか、というようなことも関係者の中からは話が出ておりますので、今後流行期に向けましては、そういった1日当たりに処理する件数も増やしていくことも、検討されていくのではないかと考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、承認第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

## ◎日程第2 承認第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第2、承認第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、山田 研君。

○総務課長（山田 研君） 承認第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の条例制定は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に早急に対処するため、

一般職の職員の給与に関する条例第11条第2項の規定に基づき、新たに一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を制定し、職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額、及びその支給方法に関する必要な事項を定めるものであります。

3枚目の条例を御覧ください。

第1条は、条例の目的であります。

第2条は、特殊勤務手当の種類を防疫作業手当とするものであります。

第3条は、新型コロナウイルス感染症に伴う防疫作業手当について定めるもので、第1項は支給を受ける者の範囲について定めるものであります。第2項は、手当の額について定めるものであります。

第4条は、手当の支給方法を定めるものであります。

第5条は、附則で、この条例の定めるもののほか、必要な事項は別に定めようとするものであります。

次に、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、令和2年7月29日から適用するものであります。

以上、条例制定は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年8月19日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

これで説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 専決処分をするその条例の趣旨につきましては、理解をいたしました。

そこで、条例の構成について若干ちょっと疑義がありますので、質問いたします。

条例の目的第1条には、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法について定めるとしております。そこで第2条以下に、種類とかなってるんですが、支給を受ける者の範囲という条項がないように私は見受けます。この支給を受ける者の範囲というのは、私の理解では、例えば新型コロナウイルスに感染した疑いのある者を大船渡臨時診療所へ移送した者であるとか、2点目には、大船渡市臨時診療所で患者誘導等の従事に当たった者と、そういう条文がくるものではないかというふうに解釈をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） 議員からの御指摘でございますけれども、この条例の第5条に、補足で必要な事項は別に定めようとするということで、規定をしているものでございます。別に定めるといふ部分につきましては、告示により対応していきたいと考えております。それで、その内容につきましては、今議員からおっしゃられたことが、そのまま含まれるような形となっております。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、承認第2号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

### ◎日程第3 承認第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第3、承認第3号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。



○企画財政課長（菅野享一君） 承認第3号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第5号）

の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回の専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ437万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ56億2,846万1,000円としたものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

14款国庫支出金437万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものであります。

続きまして歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費48万8,000円の増は、教職員の分散勤務環境の整備に要する経費の計上  
が主なものであります。

4款衛生費418万5,000円の増は、職員手当等16万8,000円、検査対象者輸  
送車購入費の計上によるものであります。

14款予備費30万1,000円の減は、予算調整によるものであります。

以上、令和2年度住田町一般会計補正予算（第5号）は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和2年8月19日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1番、水野正勝君。

○1番（水野正勝君） では1点お伺いいたします。歳出の4款衛生費の17節備品購入費の検査対象者輸送車購入費について、お伺いいたします。

こちらは、コロナウイルスに関連した車両の確保、導入ということの認識とお見受けいたします。この車両の何人乗りですとか、あとそういった車のタイプですとか、あとは特殊な

対応がなされているのかとか、そういった詳細のほうを少し確認させていただきたいなと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 検査対象者輸送車購入費の関係について、お答えをいたします。

今回購入しようとする車は、ステーションワゴン車のような形でございますけども、基本的には広く乗れるといたしますか、患者さんを乗せるという前提でありますので、横になっても乗れるというようなことも考えながら、そういった部分の大きさの車を考えております。あとは、仕様につきましては、換気ファンですね、室内を強制換気できるようなファンをつけるというのが一つと、あとは飛沫感染予防のビニールカーテンを設置したような形の車を準備する予定でございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点伺います。今の1番議員の項目を質問いたします。

町長はいつもコロナ対策に対して、もし患者さんが出た場合に、過剰な詮索をしないようにというようなことを、テレビでも言ってたと思うんですけども、過剰な詮索をしない、させないための配慮をするためのこの車両の管理というか、車庫をどこに置くとか、そういうことは、どういうふうに考えてるんでしょうか。

すごく目立つような車だと、あそこに行ったとか、そういうふうに分かってしまうとか、そういうようなコロナの初期の頃には、この気仙管内でもパトカーとか、救急車がどこに止まったとか、そういうので話題になったこともありますので、そういうことがないような配慮をするような、管理を例えばどこにとか、そういうものを秘匿するんだったら、秘匿するということで構いませんので、どういう管理をされるのかというのを伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 車に関しましては、秘匿といいますか、隠していても走れば分かる話でございますし、あとは感染者ということになれば、保健所の職員とかも、恐らく出入りすると思いますので、うちのほうだけ隠しても、しかたがないと思いますので、いづれ感染した方々の誹謗中傷とか、差別がないよう配慮をもちろんしていくような形で運用していきたいと思っております。

○議長（瀧本正徳君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） では、2回目の質問をいたします。

ステーションワゴンということでしたけれども、コロナが一、二年または半年ぐらいで終わるかもしれないと、そのときにこの車両は終わった後はどういうふうに活用していくのか、伺いたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） コロナが完全収束といたしますか、したような際には、そういう専用車という形での利用は必要なくなるかと思っておりますので、もちろん消毒作業とか、車内洗浄をしっかりとしたような形で、一般の公用車として利用するようなことで考えております。で、今現在使っているそういうワゴン車といたしますか、多くの人數の方を乗せるような車が老朽化している部分もございますので、その更新というようなことも考慮に入れながら、考えているところでございます。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、承認第3号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

---

◎日程第4 議案第1号

○議長（瀧本正徳君） 日程第4、議案第1号 住田町中小企業・小規模企業振興基本条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 議案第1号 住田町中小企業・小規模企業振興基本条例について、御説明いたします。

本条例は、中小企業・小規模企業が地域の経済社会において果たす役割の重要性に鑑み、その振興にする基本理念を定め、町、中小企業者・小規模企業者、及び商工会の責務を明らかにし、各主体による相互の理解と協力をもって地域経済の活性化を図り、住民の生活の向上に寄与することを目的に制定しようとするものであります。

本条例において定めようとする基本理念は、中小企業等による創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、町、中小企業者と商工会が連携し、中小企業者等の成長発展及びその持続的発展を図れることを目的として推進することを基本とする旨の内容としています。

その他、基本理念のもと、町、中小企業者、商工会、それぞれの責務を明確化するとともに、町は中小企業者等の振興に関する施策をするための予算の確保に努めることを明文化した内容としています。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 今回のこの中小企業・小規模企業振興基本条例については、理念条例として自治体の考え方を示すものとなると思います。そこでこの基本条例を制定するに当たっての、その背景をどのように捉えて制定しようとしたものか。

それから二つ目は、この条例を制定するに当たっての対象事業者の位置づけといいますか、事業者の登録というようものをどのように考えているか。

以上2点についてお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 今回の条例の制定の背景でありますけれども、人口減少社会にあつて、各種商工団体等の統合、再編などということも話題になるような時代背景がございま

す。この条例にもありますように、それぞれの団体が主体的に独自活動に取り組み、その姿勢を示す必要があります。住田町商工会においても、そのような時代背景を捉え、平成30年から5年間の計画で、経営発達支援計画というものを策定しております。その計画の目的は地域を支え続ける小規模事業者の支援、地域外に新たな活動を見いだす小規模の支援、さらには地域課題を踏まえた、町のにぎわいの創出を目標とした支援というものを掲げて、現在計画を進めているところであります。

このような動きは、県内でも進んでおりまして、このような同様の条例は今年度の制定も含めると、県内では6割の自治体が条例を制定していることとなります。コロナ禍においてますます町、中小企業者、商工会の連携協力による経済対策を講じる必要がある時期と捉えますので、改めて今までの関係性を明文化して、中小企業者経済の発展につなげたいと考えるものであります。

それから、中小企業と会員各種の登録という部分でございますけれども、現在コロナの経済対策において、商工会の加入登録者あるいは登録していない事業者と一緒に取り組んでおりますので、商工会と連携しながら加入促進に努めたいと考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 背景についてはよく分かりました。

それでいずれにしても、この中小企業者との成長発展、持続的発展として位置づけたということでもあります。地域経済循環を強める土台は、外部依存するのではなくて、地域内での仕事やもの、資金の循環を図って、内発的発展を図ることであると思うわけでありまして。これまで、この条例がなくても住宅リフォーム事業とか、住宅建築補助事業とか、様々な内発的発展を図る事業は実施してきておるわけでありましてけれども、これから新たに考えられるような事業はどのようなものを考えているか、お伺いいたします。

それから、この条例を施行するためには、関連する制度等の整備というものも考えていかなければならないのではないかと思います。その一つには小規模事業者登録制度、これはどういったことかといいますと、自治体が入札にかけずに、随意契約で発注する少額で簡易な契約とかを、あらかじめ登録された小規模事業者への発注を通じて、地域経済の活性化を図ろうとするような制度もあるようであります。

それから公契約条例であります。公共事業の現場で働く全ての労働者に対して、賃金の最低基準額を条例により保証するような対応、特に共同事業体等とあった場合に、地元の事業者が下請をして、賃金が低く抑えられるというようなことのないように定めるのが公契約条

例というようなものも、地域事業を育成するためにある決まりがあると思うんですが、それらを含めてのこれからの対応についてお伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 議員おっしゃるとおり、内発的な事業の推進ということが、町の経済活性化につながるというところの認識は同じであります。今回の条例制定に当たっては、数年前から商工会の要請を受け、検討してまいったところであります。今回コロナ禍の時代にあって、経済対策を一緒に進める中で、改めて今まで取り組んできたことを明文化しようということで、この条例制定に至ったという背景もございます。いずれスタート地点に立ったというところもありますし、今までも内発的な事業の提案、相談というものも行ってきておりますので、さらに一步協議を進めながら具体的な事案については、それぞれ担当課とも調整をしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 最後になりますが、第7条で財政上の措置というものもあって、必要な財政を措置していくということが定められております。それで国でも地域内経済の好循環を図るための事業として、これまで小規模工事の登録制度によって、小規模持続化補助金というようなものが定められていたように思います。それが今度この補助金が、地方公共団体による小規模事業者支援推進事業というふうに改められたというようなことがありまして、これら国の制度も活用しながら、財政上の措置を図っていくべきと考えますが、その点の取組についてお伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 議員の御質問の財政措置の部分につきましては、条例のほうでもうたっていますとおり、必要な内容を措置できるよう努めていくということで、内容については、これから具体的なところを担当課も含めまして、全体のところを相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（瀧本正徳君） ほかに。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 今、5番議員のほうから、いろいろ質問がございましたが、改めて確認をさせていただきますが、基本条例というのは理念的なものなわけですけども、基本計画の策定が必要だと、第4条のほうの町の責務ということになっておりますが。この基本計画というのは、いつ頃までに策定する予定なのか。まず1点お尋ねします。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） この条例制定に当たって、改めて基本計画を策定するという考え  
方ではなくて、従来から商工振興部門についての計画は、町の計画の中にも盛り込んであり  
ますので、それに対応するという考え方でございます。

○議長（瀧本正徳君） 6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 改めては、つくる予定はないということですが、それで先ほど農政課  
長のほうからも答弁がありました。今商工会のほうでは、平成30年から5か年というこ  
とでの経営発達支援計画というものを進めているわけですが、これらとの整合性というのは、  
どういうふうに図っていくということで考えているのか。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 商工会の経営発達支援計画の企画委員会というものに、農政課長  
も検討委員として入っておりますので、町の推進施策と整合性を図りながら、意見を申し述  
べているというような状況がありますので、その辺りの整合は今後取っていききたいという  
ふうに考えているところであります。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 住田町中小企業・小規模企業振興基本条例を採決します。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第1号 住田町中小企業・小規模企業振興基本条例は、原案のとおり可  
決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（瀧本正徳君） 日程第5、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴い、通知カードが廃止されることから、所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

別表第1項第4号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律関係の表の通知カードの再交付の項を削除するものです。

附則としてこの条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕



○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号 手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第3号

○議長（瀧本正徳君） 日程第6、議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

税務課長、佐藤 修君。

○税務課長（佐藤 修君） 議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部改正する法律が施行されたことに伴い、住田町税条例の一部を改正するものであります。

改正条文に沿って御説明いたします。1ページ目を御覧ください。

改正条例第1条中、第24条第1項第2号及び第34条の2の改正は、婚姻歴の有無による不公平と男性のひとり親と女性のひとり親との不公平を同時に解消するための法律の改正に伴う改正であります。

1ページから2ページ、第36条の2の改正は、個人住民税に係る法律の改正に伴い、項ずれが生じるための改正であります。

同じく2ページ目、第92条第2項及び第4項のたばこ税に関する改正は、激変緩和措置としての段階的に課税標準を定めようとするための改正で、葉巻たばこ1本当たりの重量が0.7グラム未満のたばこについては、紙巻たばこの0.7本に換算することとした課税標準の改正及び経過措置を定めたものであります。

3ページを御覧ください。附則第3条の2第1項及び第2項、第4条の改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であります。

4ページを御覧ください。附則第17条第1項及び第17条の2第3項の改正は、都市計画区域内にある土地等の利用促進を図るため、長期譲渡所得の特別控除を定めたことによる条文の整備であります。

5 ページを御覧ください。改正条例第2条中、第19条から第20条につきましては、延滞金等に係る法律改正に伴う項ずれ等による条文整理であります。

6 ページを御覧ください。第23条第3項及び第31条第2項から7ページ第31条第3項、11ページまでの第52条第4項までの改正については、法人税については、企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされていますが、法人住民税については、企業グループ内の法人の損益通算の影響が出ないように、所要の措置を講ずるための改正条文の整備であります。

12 ページを御覧ください。第94条第2項たばこ税の課税標準額の基礎となる葉巻たばこについて、改正条例第1条で適用した激変緩和措置の期限が終了することから、葉巻たばこ1本当り重量を0.7グラムから1グラムに改めるための条文改正であります。

13 ページを御覧ください。附則第3条の2第2項の改正は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整理のための改正であります。

13 ページ中段の改正条例附則第1条については、施行期日を定めるもので、令和2年10月1日からの施行となっておりますが、個人住民税のひとり親等の規定は基準日となる令和3年1月1日からの適用としており、改正条例第2条で定めるたばこ税の課税標準の適用については、令和3年10月1日からの適用、法人住民税の規定については、令和4年4月1日から適用とする旨を定めております。

同じく13ページ、附則第2条から14ページ附則第6条までについては、施行日までの課税の経過措置を定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第3号 住田町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第4号

○議長（瀧本正徳君） 日程第7、議案第4号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第4号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、傷病手当金の支給に対する国の財政支援の適用期間が、令和2年12月31日まで延長されることとなったことから、傷病手当の支給を始める日について所要の改正をしようとするものです。

それでは、対照表により御説明いたします。

附則の傷病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年9月30日までを、傷病手当の支給を始める日が令和2年1月1日から令和2年12月31日までと改正しようとするものです。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号 住田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第5号

○議長（瀧本正徳君） 日程第8、議案第5号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、菅野享一君。

○企画財政課長（菅野享一君） 議案第5号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億438万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ58億3,284万8,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は9ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

9款地方特例交付金34万円の増は、個人住民税減収補填特例交付金142万3,000

円の増が主なものであります。

10 款地方交付税 4 億 5, 596 万 2, 000 円の増は、普通交付税の増によるものであります。

14 款国庫支出金 1 億 8, 273 万円の増は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 7, 501 万 2, 000 円の増が主なものであります。

15 款県支出金 6, 000 円の増は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金の計上によるものであります。

16 款財産収入 395 万 5, 000 円の増は、造林分収金の増によるものであります。

17 款寄附金 50 万円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

18 款繰入金 4 億 8, 231 万 6, 000 円の減は、財政調整基金繰入金 4 億 8, 400 万円の減が主なものであります。

19 款繰越金 4, 175 万 4, 000 円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

20 款諸収入 80 万円の増は、国道 340 号整備工事補償費の計上によるものであります。

21 款町債 65 万 6, 000 円の増は、臨時財政対策債の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4 ページをお開き願います。

なお、詳細は 12 ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3. 歳出を御覧ください。

1 款議会費 11 万 6, 000 円の減は、職員人件費の減によるものであります。

2 款総務費 3, 729 万 8, 000 円の増は、公共施設換気改善工事費の計上が主なものであります。

3 款民生費 3, 121 万 1, 000 円の増は、光熱費支援給付金 2, 442 万円の計上が主なものであります。

4 款衛生費 1, 045 万 1, 000 円の増は、検診予防接種委託料の増が主なものであります。

6 款農林業費 326 万 6, 000 円の増は、部分林分収負担金 316 万 4, 000 円の増が主なものであります。

7 款商工費 8, 069 万 2, 000 円の増は、住田町プラスアップ事業協力金 7, 750 万円の計上が主なものであります。

8 款土木費 496 万 7, 000 円の増は、下水道事業会計繰出金 213 万 9, 000 円の

増が主なものであります。

9 款消防費 2, 0 0 4 万 6, 0 0 0 円の減は、避難所備品購入費の計上が主なものであります。

1 0 款教育費 1, 5 6 6 万 2, 0 0 0 円の増は、学習用情報教育機器購入費の増が主なものであります。

1 2 款公債費 3, 0 0 0 円の増は、臨時財政対策債に係る利子 1 6 3 万 5, 0 0 0 円の減が主なものであります。

1 3 款諸支出金 5 0 万円の増は、まちづくり応援基金積立金の増によるものであります。

1 4 款予備費 4 1 万 3, 0 0 0 円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第 2 表により御説明いたします。

6 ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。臨時財政対策債を 6 5 万 6, 0 0 0 円増額し、8, 8 3 5 万 6, 0 0 0 円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

1 番、水野正勝君。

○1 番（水野正勝君） 2 点お伺いいたします。

まず、初めに歳出の 2 款総務費、1 項総務管理費の 1 7 節備品購入費、オンライン会議用備品購入費について、お伺いいたします。こちらは、地区公民館の W i - F i 環境整備ということで、お伺いしたんですけども、これは 5 地区の地区公民館を結んでオンライン会議を可能にするというような内容で捉えてよろしかったでしょうか。その辺り詳細のほうを教えてくださいたいと思います。

そして、2 点目ですが、3 款民生費、1 項社会福祉総務費の 1 8 節負担金補助金及び交付金の光熱費支援給付金についてお伺いいたします。こちらは全町民を対象にして水道光熱費の給付金ということで認識しておりますけども、その辺り改めて確認していきたいと思えます。1 世帯の金額ですとか、詳細等教えてくださいたいと思います。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは1点目のWeb会議の内容について、御説明いたします。

今回の補正予算におきまして、いろんな通信Wi-Fi環境であったりとか、そういう通信ができる機材、器具を整備するものであります。御質問のとおり5地区の会議を想定ももちろんしておりますし、そのほかの通信に関しても可能だということで、多様な利用ができるというふうに御理解いただければと思いますし、Wi-Fi環境を整備することによって、災害等の場合の避難所としての機能、そのような利用ができるようにするといったところが趣旨でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 町民生活課長。

○町民生活課長（紺野勝利君） それでは、御質問のありました光熱費支援給付金につきまして、お答えいたします。

まず、目的ですけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、冬季間の外出自粛による光熱費の増額に対し、その世帯の家計への支援を行うという考えで実施しようとするものであります。ということですので、対象は全世帯ということになりますし、1世帯当たり1万円という額で行おうとするものであります。そのほかに加算給付金ということで、いわゆる生活弱者となる方、今まで福祉灯油というものを実施してきておりますけれども、その考えと同じで、生活弱者世帯に対して5,000円の加算をしようとするものであります。以上であります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

2番、荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 3点伺います。

1点目は、歳入、11ページ、20款国道340号整備の項目です。これは学校の看板の撤去というようなものだったと聞いてますけれども、もう少し具体的にどの場所でどのような看板を撤去したのか、伺いたいと思います。

それから、2点目、これは16ページ、7款1項2目の商工振興費の負担金補助及び交付金の7,750万円、住田町プラスアップについて伺いたいと思います。これは、今評判のすみチケとかと並ぶ大きな支援の事業だというふうに伺ってますけれども、具体的に概略として大きな金額ですので、どのような内容なのか伺いたいと思います。

それから、3点目、18ページ、10の2の1の12節小学校のGIGAスクールサポート、それからその下の3項の中学校のGIGAスクールサポート、これについて新型コロナ

ウイルス対策でもあると思うんですけども、非常に重要な事業だと思いますので、具体的な内容について確認したいと思います。

以上です。

○議長（瀧本正徳君）　ここで、2番、荻原 勝君の質問に対する答弁を保留し、暫時休憩します。

休憩　午前11時00分

再開　午前11時10分

○議長（瀧本正徳君）　再開します。

休憩前に保留いたしました2番、荻原 勝君の質問に対する答弁を求めます。

○議長（瀧本正徳君）　教育次長、伊藤豊彦君。

○教育次長（伊藤豊彦君）　私のほうからは、1点目と3点目についてお答えいたします。

まず11ページの歳入についてであります。歳入の20款一般国道340号の工事補償費ですが、これは国道340号整備工事で支障となります山脈地交差点にあります有住中学校案内看板の移設に係る補償費となっております。

それから、3点目です。18ページの小学校費、中学校費にあります12節委託料のGIGAスクールサポート業務委託料につきましては、GIGAスクール構想に係る初期の体制整備等に対応するため、教職員では対応仕切れない業務、セキュリティの設定ですとか、タブレット使用マニュアルの作成ですとか、教職員への使用方法の周知ですとか、機器の初期設定作業等につきまして、委託しようとするものであります。業務の委託先は、1人1台端末の整備業者でありますし、また保守業者でもあります業者に委託する予定としているところであります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君）　農政課長。

○農政課長（横澤則子君）　私のほうからは、2点目の住田町プラスアップ事業協力金について、御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策の第3弾ということになります。御承知のとおり、第1弾は飲食店を対象としたプレミアムチケットの発行すみチケ、第2弾は多様



な業種に使える、使って応援住田チケット、すみチケプラスが第2弾、今回は3弾の住田町プラスアップ事業協力金ということになります。

この事業の目的については、新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が悪化または経営に支障をきたしている町内の事業者が、感染予防対策の徹底や新たな取組への着手など、従来の事業活動をより発展的に進めようとする場合に、当該事業者に対して協力金を交付することとしてございます。

対象要件としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月から同月9月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月と比較して少しでも減少していることなどがあります。また、売上表など収入の減少が分かる書類を毎月作成していることなどが要件として上げられます。協力金は、感染症予防対策の徹底を図った事業者に対しては、実施に至っていれば10万円、あるいは実施する予定であればということで、10万円が協力金として支払われます。

また二つ目として、新たな事業活動の展開ということで、売上を回復させるための新たな取組を行っている、あるいは今後実施しようと計画をしているという事業者に対しては、さらに10万円ということになります。

また、従業員数に合わせて交付をするということにしております。10人未満の事業者に対しては10万円、10人以上の場合は、1人につき1万円を加算するというような仕組みにしております。ただし従業員の交付に対する上限額は80万円でございます。従業員の多いところは上限80万円のほかに、二つの事業を実施すれば100万円、上限がもらえるという、交付されるということになりますし、最低10人未満の事業者でも一つ感染症予防対策の徹底などをしていただくと20万円ということになりますので、20万円から100万円の協力金の交付をさせていただくという事業になってございます。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 萩原 勝君。

○2番（萩原 勝君） それでは、今お答えいただきました2点目のことから質問いたします。2点目から2回目の質問をいたします。

いろいろ教えていただいたんですが、最終的に町内の何事業者ぐらいを予定しているのか、伺いたいと思います。

それから3点目について、これはセキュリティとか初期設定ということだからだと思いますが、単純に考えて小学校は1年から6年まで、中学校は1年から3年までということなん

で、初期設定とかのそういうことだから、何件で幾らという感じなんだと思うんですけども、そういう考え方でいいのかどうか、量で量るのではないということだという理解でいいのかどうかということ、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 想定の仕事者数は230社でございます。商工関係、農業、林業も含めて230社を想定してございます。

○議長（瀧本正徳君） 教育次長。

○教育次長（伊藤豊彦君） お見込みのとおり1学年で何件で幾らということではありません。1人の人が何日来るかということでの対応ということになります。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 3点お伺いいたします。

一つは、16ページの先ほど2番議員が言いましたプラスアップ事業の協力金についてお伺いします。

先ほどの課長のほうの説明によりますと、大体20万円から最大で100万円ということで、今まですみチケとか、すみチケプラスというのは、製造業者のほうまでは経済効果として波及されてなかったわけですが、今回そういう点では大変製造業者とか、農林業者のほうにも、適用があるということで評価をしたいと思います。そこで、せっかくこの事業7,750万円ですので、効果を上げると発揮をするということが鍵となると思いますので、事業の周知とかあるいは申請の手続の指導、こういうのはどういうふうになるのか、お伺いいたします。

それから、17ページの9款消防費5目の避難所の備品購入というふうになっておりますが、この避難所のほうに当たっては、資機材と別の項目であるわけですが、こちらのほうは、5地区公民館のほうにプレハブの倉庫であるとか、インバーターの発電機等というふうには承っておりますけれども、これは町長のほうにお尋ねしたいと思うんですけども、東日本大震災のときには、住田町の木造仮設住宅ということの後方支援ということで、世界的な有名な音楽家の坂本龍一さんとの関係ができました。これによって住田町の名前が全国的注目されたというふうになっておりますが、私は今回のこの新型コロナの対応に当たって、それぞれいろんな関係できる部分を模索していくべきだというふうに思っております。避難所に関わっては、間仕切りシステムというのを、それこそ世界的な建築家であります坂茂

さんの建築事務所ではそれを扱って、県内でも大槌町であるとか岩泉とか、既に実際に実践をやっているわけですね。こういう方々とのつながりを持っていくと、新型コロナを通じながら、いろんなそういう方々とのつながりを持っていくという、関係人口にもなります。そういうこともやはり共有した形で、持っていくというのは大事なんだろうというふうに思いますが、町長はこういうふうな考え方はいかが感じていますか、お尋ねをいたします。

それから、Web環境の件ですけれども、先ほど1番議員からありましたが、12ページの2款総務費の6項6目企画費のところ、無線LANであるとかあるいはオンライン会議の備品購入ということで、約2,200万円ぐらい計上されているわけですが、このWi-Fi環境整備というのは、地区公民館もちろん大事なんです、例えば避難所となる例えば社会体育館であるとか、生涯スポーツセンターであるとか、各小・中学校の体育館、これも非常に重要になると思います。

特に、世田米中学校の体育館はすみた荘の入所者がそこに行かざるを得ないという場合が出てまいりますので、そうしますと町とのWeb会議であるとか、メールあるいはネットでの情報収集とか、そういうことも大事な要素になってくるんだろうと思います。そういう観点で例えば地区公民館以外の例えば今言いました対象となるような世田米中学校の体育館であるとか、近々に装備したほうがいいというふうなところは、いかがこれからやっていくお考えなのかお聞きいたします。

以上。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 私のほうからは1点目の住田町プラスアップ事業協力金の申請周知、申請支援についてお答えいたします。

10月に入りましたらば、事業者への周知を商工会あるいは、農協等も協力をいただきながら、周知をしたいと考えてございます。で、10月の下旬には申請受付会場などの設置をしながら、申請受付を始めたいと考えてございます。ある程度の期間を設けて、受付窓口を設定をし、商工業者あるいは農業者に対応する窓口を、設置をしたいというふうに考えてございまして、取りまとめをした後できれば早い11月下旬頃には、事業者への協力金の支払いを完了させたいという目標で、進めたいなというふうに現在のところ考えております

いずれ先ほどの答弁でも申しましたように、売上表など収入の減少が分かる書類がきちんと整っていれば、申請に関しては、それほどのハードルの高くない申請書類を準備したいというふうに考えておりますので、円滑に進めたいなと考えてございます。

○議長（瀧本正徳君） 総務課長。

○総務課長（山田 研君） それでは、避難所の関係の備品のお答えをしたいと思います。外部との様々なつながりも大切という部分については、そのとおりかなと思うところがございます。町といたしましては、まずは感染症対策、ここが基本だと思いますので、そこに重点を置いて対策を進めていきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（瀧本正徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野享一君） 私のほうからは、3点目のW i - F i 環境の整備について、体育館であるとか、避難所が広がるであろうという施設も、対象にしてはどうかということについてお答えいたします。

今回のW i - F i 環境であったり、W e b の通信ができるような整備というものに関しましては、5地区が当初の避難所でもありますし、想定してるところでもございます。また、あと通常、人の利用が可能な状態をつくるといった点もございますので、そちらのほうにまず整備させていただきますし、体育館とか広がる避難所のほうにも、移動可能のW i - F i 機器等も購入予定でおりますので、そういった場合は、そういったルーターであるとか、機器を移動させて体育館等についても、役場のほうとの通信環境は整っておりますので、そういったところを利用しながら、利用可能であるというふうに理解しております。

○議長（瀧本正徳君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） プラスアップ事業協力金につきましては、10月から周知をしながら、できれば支払い完了も11月下旬までには終わりたいという、スピーディーな対応がされているかなと思います。で、窓口はそうしますと、今まですみチケというのは、商工会であったりしましたんですが、役場の農政課という形になるのでしょうか。今回のプラスアップ事業協力金につきましては、そういうことなのかどうか確認をいたします。

それから、避難所とかそういうところの関わりでの、外部とのつながりということですが、例えばお隣の陸前高田市は、隈研吾さんという方が町の縁側であるとか、今度ワタミの「オーガニックランド」ですか、その野外音楽堂。近くの遠野市では来年の7月にも開館予定ですけども、安藤忠雄さん、これも世界的な有名な方ですが、「こども本の森遠野」というのがもう既にこの住田町の近くで始まっております。で、私は住田町が例えば坂茂さんとか、こういう方々と世界的な名の通ったような今3名の方を私言いましたが、こういう方々の作品とか関わりが、例えば今後の住田町のいろんな発展の中に組み込まれていってもいいんじ

やないかと、2市1町であるいは近隣市で提携をしながら、そういう方々の展示会と申しますか、何か物が建ったときに、例えば住田町の場合では、役場周辺施設整備計画が今後あります。そういうようなところに、坂さんの例えばアドバイスをいただくとか、こういう間仕切りシステムなんかを通じながら、そういうことも可能じゃないのかというふうに私は思うんです。こういうようなところを、ぜひ広がりを持った形で考えていただければなというふうに思います。

それから、オンライン会議につきましては分かりました。体育館でも移動可能なルーターができますよということで、ぜひその辺のところもやっていただければなと思います。

先ほどのプラスアップ事業と、それから避難所を絡めた外部とのつながりの点で、町長の考え方がやっぱり大事なんだというふうに思いますが、お伺いをしたいと思います。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長。

○農政課長（横澤則子君） 今回のプラスアップ事業につきましては、窓口は農政課になります。今までのすみチケプラスは委託事業ということで、商工会に委託した事業でございます。以上です。

○議長（瀧本正徳君） 町長。

○町長（神田謙一君） 公共施設関係等と、お隣の陸前高田市さんは隈研吾さんと本当に有名人の方が携わってという部分等々ありますけれども、まず第一義に考えるのは、交流関係人口という部分でしょうし、そういう施設に関わっては、町民がいかに望むものかというようなものが最優先されるべきだろうというふうに考えてますし、その中でそのような関係性が出てくればそれはそれで、当然考えていかなければいけないというふうに考えています。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

7番、阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） 1点だけお願いいたします。

10ページの16款財産収入、町分収林収入金ですね。これが5,000円の予算に対して395万5,000円ということで、結構な額が入っているわけですが、分収造林の町の割合は多分2対8なので、2割の分だとは思いますが、このくらいの額が入るために、どのくらいの分収林契約の面積の事業がなされたのか、あとは何組合だったのか、お伺いします。

○議長（瀧本正徳君） 林政課長。

○林政課長（千葉純也君） 今回補正予算に上げさせていただいたのは、部分林というものに

なります。これは土地が国で、国と町が契約をして町を通して、あとは組合のほうと契約をするという中身になっております。で、配分につきましては、まず町と国、これが町が80、国が20と。あとは町と組合とその80のうちの町が20、組合が80という形で配分されるというものでございます。で、今回は1組合で、面積的には約12ヘクタールというふうになっております。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） 阿部祐一君。

○7番（阿部祐一君） これは国と絡んでいる事業ということですが、町の分収造林組合の面積も、今戦後35年から40年ぐらいからきたものが伐期に重なって、各分収造林組合ではその伐期の申込みをしているわけですが、下在の地区ですと2組合、もっとあるんですが、昨年正月から申し込んで、信用組合さんの立木調査が終わって既に町のほうに上がっているわけですが、それがさっぱり来ないということなんです。考え過ぎかもしれませんが、ただ分収造林で収入があるわけですから、どうなっているのかね。遅れているんならばコロナで入札ができないとかそういうことがあるとは思いますが、その辺のことをどうなっているか、伺いいたします。

○議長（瀧本正徳君） 確認しますけども、今の件の部分造林と分収造林の件については、違いますので。

○7番（阿部祐一君） そうですか、それじゃあいいです。

○議長（瀧本正徳君） ほかにございませんか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点だけ質問させていただきます。

15ページの4款の衛生費、保健衛生費で予防費の中で、検診予防接種委託料652万2,000円計上になりました。これ一般質問の中で感染症が流行期を迎えてのインフルエンザを、全町民対象にして行う事業を実施するんだという答弁をいただいていた経過もありますので、その具体的な取組のところで、助成額を含めて予防接種の周知方法をどのように図っていくのか、そして予防接種の時期をいつ頃から指定していくか。それから医療機関との助成手続はどうなるかという3点について、確認させていただければと思います。

○議長（瀧本正徳君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 初めに今回の補正に計上した中身でございますけども、既に当初予算で計上しております子供インフルエンザ、それから高齢者のインフルエンザがご

ございますけども、これについて、今までは例年の接種実績に見合ったぐらいの予算を計上していたわけですが、今回対象者全員マックスの分で一つ見て補正をしております。

それから、新型コロナウイルス感染症対策の部分につきましては、一般質問でもお話ししましたとおり、15歳から64歳までの対象者ということで、人数でいいますと2,546人が対象者ということで、この方々の分の予算を計上しております。で、今回の事業につきましては、子供インフルエンザ、それから高齢者インフルエンザと同様に、助成金という形でいずれも1回2,000円という形で、助成をさせていただきたいと思っております。

で、周知につきましては、個人宛の通知ということになりますので、各世帯まとめて1通のものでいきますけども、中身はその対象者の方々のものが、それぞれ個人通知として入っていくという形になります。それから医療機関との関係ということになりますが、予防接種料を医療機関でお支払いをする際に、予防接種は自由診療となっておりますので、各医療機関で金額がまちまちとなっておりますことから、その予防接種料から助成金を差し引いた額が自己負担になるというようなこととなります。

以上です。

○議長（瀧本正徳君） ほかに、ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第5号 令和2年度住田町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第6号

○議長（瀧本正徳君） 日程第9、議案第6号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第6号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,467万7,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,275万8,000円とするものであります。

補正の内容について、2ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

なお、詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧願います。

初めに、歳入について御説明いたします。

3款1項県補助金保健給費等交付金573万6,000円の増は、普通交付金の増であります。

6款1項繰越金4,894万1,000円の増は、前年度繰越金の増であります。

次に、歳出について御説明いたします。

3款1項国民健康保険事業費納付金医療給付費分5,467万7,000円の増は、一般被保険者医療費給付金の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕



○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第6号 令和2年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第7号

○議長（瀧本正徳君） 日程第10、議案第7号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、佐々木光彦君。

○保健福祉課長（佐々木光彦君） 議案第7号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

初めに、保険事業勘定歳入歳出予算の補正について説明いたします。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,608万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,451万円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算を4ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2. 歳入を御覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金1万8,000円の増は、介護予防日常生活支援総合事業の増であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金2万円の増は、介護予防日常生活支援総合事業の増であります。

5款県支出金、2項県補助金9,000円の増は、介護予防日常生活支援総合事業の増で

あります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金153万5,000円の増は、介護予防日常生活支援総合事業9,000円の増と、事務費等繰入金152万6,000円の増であります。

同じく、2項基金繰入金1万6,000円の増は、介護給付費準備基金繰入金の増であります。

8款繰越金、1項繰越金2,448万8,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費152万6,000円の増は、介護保険法改正対応電算システム改修委託料の増であります。

4款基金積立金、1項基金積立金1,739万6,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増であります。

5款地域支援事業、3項一般介護予防事業7万2,000円の増は、地域リハビリテーション活動支援事業委託料の増であります。

7款諸支出金、1項償還金利子及び割引料709万2,000円の増は、返還金の確定による増であります。

続きまして、介護サービス事業勘定歳出予算の補正について、説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ126万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ386万3,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算を第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

12ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

なお、詳細は14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

2款繰越金1項繰越金126万7,000円の増は、前年度繰越金の確定によるものであります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は同じく14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

1款サービス事業費、1項介護予防サービス事業費126万7,000円の増は、一般会計繰出金の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第7号 令和2年度住田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第8号

○議長（瀧本正徳君） 日程第11、議案第8号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、紺野勝利君。

○町民生活課長（紺野勝利君） 議案第8号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,373万6,000円にしようとする

ものです。

補正後の内容について、2ページ、第1表歳入歳出予算補正により説明いたします。

なお、詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧願います。

初めに歳入について御説明いたします。

4款1項繰越金40万7,000円の増は、令和元年度実績確定による前年度繰越金の増であります。

次に歳出について御説明いたします。

3款1項償還金及び還付加算金40万7,000円の増は、保険料還付金の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第8号 令和2年度住田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第9号

○議長（瀧本正徳君） 日程第12、議案第9号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 議案第9号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

議案書1ページを御覧ください。

第1条は、総則を記載したものであります。

第2条の収益的支出の補正ですが、既決予定額に478万7,000円を増額しようとするものであります。

第3条の資本的収入及び支出の補正ですが、当該支出額に対し不足する補填財源を組み換え、既決予定額から167万6,000円を減額しようとするものであります。

第4条の特例的収入及び支出の補正ですが、実績に伴い未収金及び未払金の金額を変更するものであります。

第5条の議会の議決を受けなければ流用することができない経費の補正ですが、既決予定額に79万1,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容を補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出、第1款水道事業費用は、1項営業費用、3項特別損失の実績見込みにより478万7,000円を増額しようとするものであります。

次に、資本的収入及び支出の補正ですが、支出の第1款資本的支出は、2項の固定資産購入費の実績見込みの減によるもので、167万6,000円を減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって議案第9号 令和2年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第10号

○議長（瀧本正徳君） 日程第13、議案第10号 令和2年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 建設課長、佐々木真君。

○建設課長（佐々木真君） 議案第10号 令和2年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条は、総則を記載したものであります。

第2条の収益的収入及び支出の補正ですが、収益的収入は既決予定額に79万3,000円を増額しようとするものであります。収益的支出は、既決予定額に7万円を増額しようとするものであります。

第3条の特例的収入及び支出の補正ですが、実績に伴い未収金及び未払金の金額を変更するものであります。

第4条の議会の議決を受けなければ流用することができない経費の補正ですが、既決予定額に56万円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容を補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入、第1款公共下水道事業収益は、一般会計繰入金及び長期前受金戻入額の実績見込み等により79万3,000円を増額しようとするものです。

次に、同じく支出の第1款公共下水道事業費用は、実績見込みにより7万円を増額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和2年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって議案第10号 令和2年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第11号

○議長（瀧本正徳君） 日程第14、議案第11号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

○議長（瀧本正徳君） 農政課長、横澤則子君。

○農政課長（横澤則子君） 議案第11号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し  
議決を求めることについて提案理由を御説明いたします。

住田町木工館は、平成5年に高齢者の健康及び生きがづくり並びに地域文化の向上に資  
するため設置し、活用された後、平成28年10月から林業の町として木に関する知識と普  
及向上と認識を深め、木材工芸の体験や資材の展示などを行う場として、木工館を活用す  
るため、施設の設置目的達成とより効果的、効率的な運営及び設置目的に沿った住民本位の利  
活用が図られる指定管理者制度を導入してまいりましたが、令和2年9月30日で3年間の  
指定管理期間が満了となるものであります。

新たな指定管理者の募集を、令和2年7月1日から7月30日に実施し、8月6日の選定  
委員会を経て、指定管理者候補者の選定を行ったものであります。選定に当たりましては、  
書類審査及び指定団体のプレゼンテーションにより、施設の設置目的の効果的効率的な達成、  
施設の管理を適正かつ誠実に実施する能力等について審議をし、現在の指定管理者でありま  
す、住田町世田米字大通76番地6、アトリエ・リトアを候補者に選定したものであります。

選定の理由は、団体の厳しい経営状況は課題であるものの、活動へのチャレンジ精神にあ  
ふれ、実践の中で利用者増に向けた施設の利活用を模索しようとする姿勢が高く評価された  
ものです。

指定管理期間は、再度の指定管理であること及び年度末の期間満了とするため、令和2年  
10月1日から令和7年3月31日までの4年6か月としようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（瀧本正徳君） これから、質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（瀧本正徳君） 討論なしと認めます。



これから、議案第11号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（瀧本正徳君） 起立全員であります。

したがって、議案第11号 住田町木工館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（瀧本正徳君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀧本正徳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前11時58分

